「	8479.60	000	—蒸発式空気冷却装置		NO	
			—旅客搭乗橋			
	8479.71	000	——空港において使用する種類のもの	NO	KG	に
	8479.79	000	——その他のもの	NO	KG	」

改める。

輸入統計品目表第八五類の注一(d)中「第90類」を「第90.18項」に改める。

輸入統計品目表第八五〇七・四〇号の次に次の一一号を加える。

8507.50	000	—ニッケル・水素蓄電池	NO	KG	
8507.60	000	—リチウム・イオン蓄電池	NO	KG	

輸入統計品目表第八五・一一一項中「から第85.21項まで」を「又は第85.21項」に改める。

輸入統計品目表第八五・一一三項中

「	8523.40	000	—光学媒体	NO	KG	」を
「			—光学媒体			
	8523.41	000	——記録してないもの	NO	KG	に
	8523.49	000	——その他のもの	NO	KG	」

改める。

輸入統計品目表第八五一八・七三号中「白黒その他の」を削る。

輸入統計品目表第八五四〇・一一三号中「白黒その他の」を削り、同表第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の下に「(モノクロームのものに限る。)及びデータ・グラフィックディスプレイ管」を加え、同表第八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七一三号を削る。

輸入統計品目表第八七・一四項中

「			—モーターサイクル（モペットを含む。)のもの			
	8714.11	000	——サドル		KG	を
	8714.19	000	——その他のもの		KG	」を
「	8714.10	000	—モーターサイクル（モペットを含む。)のもの		KG	」に

改める。

輸入統計品目表第九〇・〇七項中

「			—撮影機			
	9007.11	000	——幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル８ミリメートルフィルムを使用するもの	NO	KG	を
	9007.19	000	——その他のもの	NO	KG	」
「	9007.10	000	—撮影機	NO	KG	」に

改める。

輸入統計品目表第九〇・〇八項を次のように改める。

90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			
9008.50	000	—投影機、引伸機及び縮小機	NO	KG	
9008.90		—部分品及び附属品			
	010	——投影機用のもの		KG	
	090	——その他のもの		KG	

輸入統計品目表第九一・〇九項を次のように改める。

91.09		その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）			
9109.10	000	—電気式のもの	NO	KG	
9109.90	000	—その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第九一・一四・一一〇号を削る。

輸入統計品目表第九一一・〇五項を次のように改める。

92.05		吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）			
9205.10	000	—金管楽器	NO	KG	
9205.90		—その他のもの			
	010	——鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	NO	KG	
	020	——アコーディオンその他これに類する楽器	NO	KG	
	030	——ハーモニカ	NO	KG	
	090	——その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第九三・〇一項中

「	93.01		軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）			
			—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）			
	9301.11	000	——自走式のもの	NO	KG	を
	9301.19	000	——その他のもの	NO	KG	」
「	93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。）			
	9301.10	000	—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO	KG	」に

改める。

輸入統計品目表第九三・〇五項中

「			—第93.03項の散弾銃又はライフルのもの			
	9305.21	000	——散弾銃の銃身		KG	を
	9305.29	000	——その他のもの		KG	」
「	9305.20	000	—第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		KG	」に

改める。

輸入統計品目表第九四類の注一(g)中「から第85.21項まで」を「若しくは第85.21項」に改め、同注二(a)中「棚付き家具」の下に「(単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。)」を加える。

輸入統計品目表第九五類の注一(m)中「並びに無線遠隔制御機器（第85.26項参照)」を「、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わない。)（第85.23項参照)、無線遠隔制御機器（第85.26項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第85.43項参照)」に改める。